

やまなしトライアル発注商品等認定制度とは

本制度は新商品の市場への普及拡大（販路開拓）を支援するため、県内に主たる事務所を有する中小企業者が商品化した新商品（防災用以外の飲食料品、農水産物、医薬品、医薬部外品、化粧品、工事における工法又は技術は除く。）又は新役務のうち、県が定める基準を満たすものを「やまなしトライアル発注商品等」として認定し、県の機関が試験的に発注しやすくする制度です。

認定のメリット

- ① 契約金額にかかわらず、山梨県との**随意契約が可能**になります。
- ② 使用後の評価をもとに、商品等の**更なるブラッシュアップ**につなげることができます。
- ③ ホームページやパンフレット等により**広く新商品がPR**されます。

知事が新商品・新役務及び事業者を決定し、認定書を交付します。

認定有効期間は、認定の日から3年を経過した日が属する年度の末日までです。

※ 随意契約有効期間が切れた後も届出があれば、認定の日から5年以内は「やまなしトライアル発注商品等」と称することができます。

経緯

制度面の制約

- ・地方公共団体の契約は一般競争入札が原則
- ・指名競争入札しようにも実績がないため事業者登録ができない

企業の声・新商品を作っても販売実績がないため門前払いをされる
・営業に行っても「官公庁での受注実績はあるの？」と聞かれる

平成27年12月 地方自治法施行令の改正（随意契約の対象範囲の拡大）

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき、随意契約によることができる（地方自治法施行令第167条の2第1項第4号）。

本県においても平成18年度から「山梨県新商品生産による新事業分野開拓者認定制度」として本制度の前身がスタート。平成28年2月に「やまなしトライアル発注商品等認定制度」として、新商品の生産、新役務の提供を行う事業者の販路開拓を支援する制度へと改正を行いました。

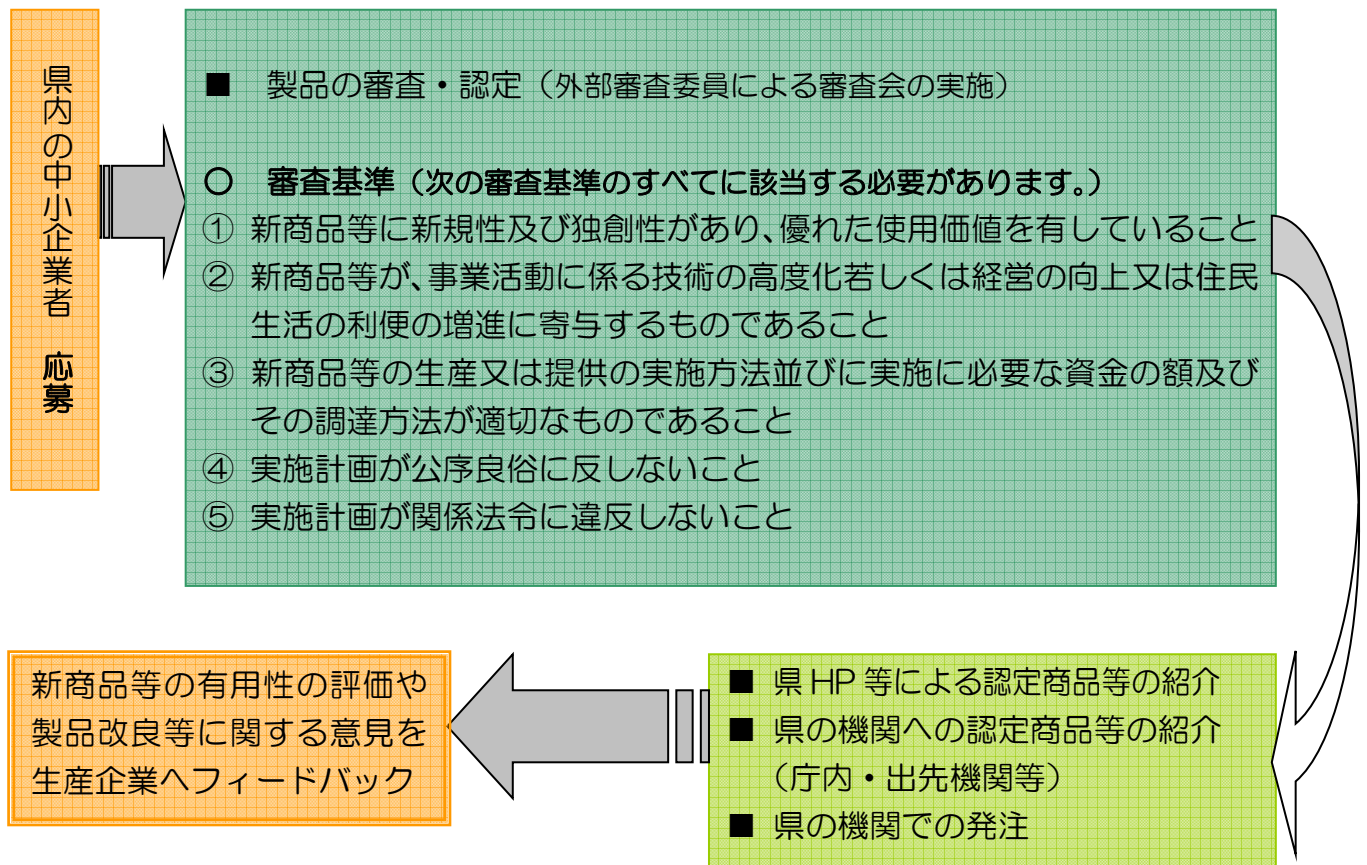
やまなしトライアル発注商品等認定制度の対象となる「新商品等」

この制度において対象となる新商品等は、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- ① 県内事業所において自ら企画・開発し、販売元となる自社の製品（他社で生産された商品を仕入れて販売するものは対象外。）又は県内事業所において自ら企画・開発し、主たる部分を自ら提供する役務であること。
- ② 新商品等の販売又は提供に関し必要な許可・認可・資格等を有しているもの。
- ③ JIS 規格等品質及び安全性に関する基準に合致しているもの。
- ④ 他者の知的財産権を侵害していないもの。

※防災用以外の飲食料品、農水産物、医薬品、医薬部外品、化粧品、工事における工法又は技術は除きます。

やまなしトライアル発注商品等認定制度の流れ



※ここでの中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する者を指します。

〇お問い合わせ先

山梨県 産業労働部 成長産業推進課 起業・経営革新担当

電話：055-223-1544 FAX：055-223-1569